

議員提出議案第2号

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年3月27日

沖縄県議会議長 中川京貴 殿

提出者	座波	一
	山内	末子
	仲宗根	悟
	上原	章
	渡久地	修
	当山	勝利
	當間	盛夫

理由

期末手当の支給割合を改定する知事等特別職との均衡を考慮し、議員の期末手当の支給割合を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和6年沖縄県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）第5条第2項の改正規定中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。